

## 議案第 83 号

### 取手地方広域下水道組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき，取手地方広域下水道組合規約（昭和 56 年地指令第 8 号）の一部を別紙のとおり変更することについて，同法第 290 条の規定により，議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

下水道事業の着実な推進と経営の健全化を図ることを目的として，地方公営企業法の一部を適用することとし，発生主義に基づく企業会計方式の導入，会計管理者の職の廃止及び経費支弁の方法の変更を行うため，本規約の一部を変更するものです。

取手地方広域下水道組合規約の一部を改正する規約

取手地方広域下水道組合規約（昭和56年地指令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条（略）</p> <p><u>（財務規定等の適用）</u></p> <p><u>第3条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、組合の公共下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。</u></p> <p>（執行機関の組織）</p> <p>第9条 <u>組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。</u></p> <p>2 管理者及び副管理者は、関係市の長をもって<u>充てる</u>。</p> <p><u>（管理者及び副管理者の職務）</u></p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（経費支弁の方法）</p> <p>第16条 組合の経費は、関係市の負担金<u>及び出資金</u>、補助金、使用料、地方債<u>並びにその他の収入をもって充てる</u>。</p> <p>2 前項の規定による関係市の負担金<u>及び出資金</u>の割合は、次の各号に定めるところによる。</p>	<p>第3条（略）</p> <p>（執行機関の組織）</p> <p>第9条 <u>組合に管理者1人、副管理者1人及び会計管理者1人を置く。</u></p> <p>2 管理者及び副管理者は、関係市の長をもって<u>あてる</u>。</p> <p><u>3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもってあてる。</u></p> <p><u>（管理者、副管理者及び会計管理者の職務）</u></p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 会計管理者は、組合の出納事務その他の会計事務をつかさどる。</u></p> <p>（経費支弁の方法）</p> <p>第16条 組合の経費は、関係市の負担金、補助金、使用料、地方債<u>及びその他の収入をもってあてる</u>。</p> <p>2 前項の規定による関係市の負担金の割合は、次の各号に定めるところによる。</p>

ろによる。

(1) 管渠及びポンプ場施設の建設事業費については、当該建設事業の対象となる排水区域を管轄する市が出資する。ただし、2市の行政区域により下水を排除する管渠及びその付帯施設の設置又は改築に要する費用については、計画汚水量比により関係市が出資する。

(2) 終末処理場の建設事業費については、計画汚水量比(計画汚水量比に変更があった場合は、変更後の計画汚水量比とする。)により関係市が出資する。

(3) 前2号の建設事業に充当した地方債の償還については、関係市の負担とする。

(4)から(6)まで (略)

3 前項に規定する負担金及び出資金は、管理者の指定する期日までに納付しなければならない。

4 (略)

(1) 管渠事業及びポンプ場施設の建設事業費(建設事業に充当した地方債の償還金を含む。)については、当該建設事業の対象となる排水区域を管轄する市の負担とする。ただし、2市の行政区域により下水を排除する管渠及びその付帯施設の設置又は改築に要する費用(建設事業に充当した地方債の償還金を含む。)については、計画汚水量比により関係市の負担とする。

(2) 終末処理場の建設事業費(建設事業に充当した地方債の償還金を含む。)については、計画汚水量比(計画汚水量比に変更があった場合は、変更後の計画汚水量比とする。)により関係市の負担とする。

(3)から(5)まで (略)

3 前項に規定する負担金は、管理者の指定する期日までに会計管理者に納付しなければならない。

4 (略)

## 付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。